

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十二年三月五日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 田 中 龍 夫

埼玉県監査委員 大 山 忍

1 監査結果

(1) 監査の対象事務

平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 138機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	西部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	総合リハビリテーションセンター、越谷児童相談所、埼玉学園
保健医療部	人間東福祉保健総合センター、比企福祉保健総合センター、秩父福祉保健総合センター、児玉福祉保健総合センター、埼玉葛北福祉保健総合センター、所沢保健所、東松山保健所、秩父保健所、本庄保健所、幸手保健所、衛生研究所、衛生研究所深谷支所、高等看護学院
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター、創業・ベンチャー支援センター、中央高等技術専門学校、川口高等技術専門学校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、中央家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	新三郷浄水場、吉見浄水場、第一水道建設事務所
教育局	長瀬げんきプラザ、大滝げんきプラザ、上尾高校、上尾橋高校、上尾鷹の台高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、人間高校、人間向陽高校、岩槻商業高校、浦和北高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮東高校、大宮南高校、川口高校、川越西高校、川本高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋高校、鴻巣高校、坂戸西高校、杉戸農業高校、玉川工業高校、常盤高校、

	所沢高校、所沢中央高校、所沢西高校、豊岡高校、滑川総合高校、新座柳瀬高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生実業高校、飯能高校、飯能南高校、日高高校、本庄高校、本庄北高校、松山女子高校、三郷北高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、寄居城北高校、和光高校、上尾かしの木特別支援学校、川越特別支援学校、騎西特別支援学校、越谷特別支援学校、さいたま桜高等学園、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和西警察署、大宮東警察署、上尾警察署、狭山警察署、西入間警察署、飯能警察署、東松山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、熊谷警察署、寄居警察署

(3) 監査実施日

平成21年12月4日～平成22年1月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

- ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。
- イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果																								
危機管理防災部	消防学校	<p>平成20年7月25日に元荒川上流土地改良区から一級河川直排区域の排水負担金(630,250円)還付の通知を受理した。</p> <p>しかし、還付に係る歳入の調定を平成21年5月15日に処理したことは不適切であり、速やかな債権の確保に努めるべきであった。</p>																								
保健医療部	衛生研究所	<p>平成20年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のような不適正な事務処理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を10万円未満に分割した。 2 12月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたことにして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。 																								
教育局	飯能高校	<p>平成20年7月から21年10月まで、以下のとおり生徒から現金納入された全日制生徒の授業料及び諸会費の一部(滞納された一月分の授業料に満たない端数金額)を金融機関等に払い込まず保管した。最終的に21年11月に、これらを合わせて授業料に充当し、指定金融機関等に払い込んだ。</p> <p>長期に渡り現金を保管した行為は、現金収納の取扱いに照らし極めて不適切であった。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>納入日</th> <th>納入額</th> <th>端数金額</th> <th>(累計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年7月24日</td> <td>20,400円</td> <td>600円</td> <td>(600円)</td> </tr> <tr> <td>11月4日</td> <td>50,000円</td> <td>500円</td> <td>(1,100円)</td> </tr> <tr> <td>12月2日</td> <td>42,000円</td> <td>2,500円</td> <td>(3,600円)</td> </tr> <tr> <td>21年3月5日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(3,800円)</td> </tr> <tr> <td>4月6日</td> <td>20,000円</td> <td>200円</td> <td>(4,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	納入日	納入額	端数金額	(累計額)	20年7月24日	20,400円	600円	(600円)	11月4日	50,000円	500円	(1,100円)	12月2日	42,000円	2,500円	(3,600円)	21年3月5日	20,000円	200円	(3,800円)	4月6日	20,000円	200円	(4,000円)
納入日	納入額	端数金額	(累計額)																							
20年7月24日	20,400円	600円	(600円)																							
11月4日	50,000円	500円	(1,100円)																							
12月2日	42,000円	2,500円	(3,600円)																							
21年3月5日	20,000円	200円	(3,800円)																							
4月6日	20,000円	200円	(4,000円)																							

		10月23日	10,000円	100円	(4,100円)
		11月12日	10,000円	0円	(0円)

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
危機管理防災部	消防学校	<p>平成21年度寝具類賃貸借契約について、平成21年3月に指名競争入札を電子入札で実施した。参加6者中5者は電子入札を行ったが、1者については、電子入札ができないことを県に連絡し、了解を得て紙入札を行った。入札の結果、この紙入札をした業者が落札した。</p> <p>しかし、埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づく紙入札参加承認の手続きを行わずに入札を認めたことは、不適切であった。</p>
福祉部	埼玉学園	<p>平成20年度、複合機の賃貸借契約及び複合機の複写サービスに係る単価契約（いずれも5年間の長期継続契約）に当たり、執行予定額の初年度分が、それぞれ63,630円と149,869円であることから予定価格調書を作成しなかった。</p> <p>契約期間全体の執行予定額は、それぞれ636,300円と1,498,690円であり、いずれも50万円以上であることから、予定価格調書を作成すべきであった。</p>
保健医療部	衛生研究所	<p>重要物品であるネットワークシステム用サーバー（平成10年取得、2,121,000円）、放射能測定装置（平成7年取得、2,204,200円）の処分について、いずれも廃棄した年度が明確ではなく、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 埼玉県財務規則上必要とされる会計管理課長への処分協議、不用決定伺、廃棄伺を行うことなく処分していた。</p> <p>2 重要物品等カード、備品出納簿及び物品供用簿へ必要事項の記載が行われていなかった。</p>
農林部	中央家畜保健衛生所	<p>平成21年1月5日にアシストチューブ他の医療消耗品（59,346円）及び防塵マスク他の医療消耗品（82,005円）を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。1件の契約として2人以上か</p>

		ら見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。
農林部	川越家畜保健衛生所	<p>平成20年5月19日にプラスチック手袋他の医療消耗品(59,398円)及びアイソジェン-L S他の医療消耗品(94,762円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>また、平成21年3月25日にツベルクリン他の医療消耗品(76,765円)及びダイナビーズ(80,325円)を同一業者からそれぞれ別に契約して購入した。</p> <p>埼玉県財務規則第103条第2項では、10万円以上の契約をする際は、原則として2人以上の相手方から見積書を徴取することとしている。いずれも1件の契約として2人以上から見積書を徴取して購入するべきであり不適切であった。</p>
農林部	秩父高原牧場	<p>秩父高原牧場管理規則第4条では、畜産業使用料及び畜産業手数料の納期限を毎四半期に係るものは当該四半期の末日としている。</p> <p>しかし、平成20年度に263件、21年度に138件あったすべての畜産業使用料及び畜産業手数料の徴収手続きにおいて、調定と納入通知書の発行が遅れたため、当該四半期の末日までに納付されていなかった。</p>
県土整備部	熊谷県土整備事務所	<p>平成21年3月に、熊谷スポーツ文化公園において、公園等建設工事(需用費)(499,800円)及び公園等建設工事(需用費)その2(499,800円)を随意契約により行った。</p> <p>2件の工事は施工箇所が隣接しており、工事内容、見積依頼日、工期が同一であり、見積合せの結果、発注した業者も同じであった。</p> <p>このような建設工事を、一括して発注しなかったことは不適切であった。</p>
教育局	大滝げんきプラザ	<p>平成21年2月から3月にかけて、配管凍結防止修繕(567,000円)、浴槽タイル補修工事(924,000円)、宿泊棟A屋根及び木工室雨漏り防水工事(693,000円)並びに宿泊棟便所スイッチ配線修理(747,600円)を実施した。</p> <p>これらは、いずれも予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
教育局	騎西特別支援学校	平成20年度及び21年度の以下の契約事務について、次の点で不適切であった。

		<p>1 20年度及び21年度にグリストラップ汚泥処理(65,782円)の委託契約を行ったが、検査調書を作成していなかった。</p> <p>2 20年4月にLPガスの単価契約(250円/m³)を締結した。予定価格調書には、予定単価に予定数量を乗じた額を記載していたが、予定価格は予定単価とすべきであった。</p>
教育局	久喜特別支援学校	<p>平成20年度及び21年度の契約事務について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 21年3月中に以下のとおり、同一の業者から複数回、同種の消耗品を購入した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p> <p style="padding-left: 40px;">トナーカートリッジ 4件 230,811円 給食用食器 3件 244,335円 カーテン 3件 214,200円</p> <p>2 21年8月17日に同一の業者により、汚水処理制御盤修繕(94,500円)及び厨房屋外排水管修繕(39,900円)を執行した。それぞれの契約金額が10万円以下のため、1者から見積書を徴取し随意契約を行ったが、計画的な予算執行を心がけ、一括発注により2者以上から見積書を徴取すべきであった。</p>
教育局	和光南特別支援学校	<p>平成20年度及び21年度の油水分離槽清掃業務について、計3回実施した委託業務の履行確認検査を20年8月22日、12月26日及び21年8月6日にそれぞれ行った。業務完了届の日付は20年8月31日、12月31日及び21年8月27日であり、いずれも業務の完了前に検査を行ったことは不適切であった。</p>
教育局	熊谷工業高校	<p>平成21年3月に産業廃棄物処理業務委託契約(142,275円)を締結した。契約金額が10万円以上であり、2者以上から見積書を徴取すべきところ、2者のうち1者について、事前に徴取した参考見積書をそのまま使用しており、実質的に1者からの見積書徴取となったことは不適切であった。</p>

教育局	熊谷農業 高校	<p>平成20年6月と10月に産業廃棄物処理を業者に委託し、それぞれ6月11日と10月20日に完了検査を行った。</p> <p>しかし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載された処分終了日はそれぞれ6月13日と10月22日であり、業務完了前に検査したことは不適切であった。</p>
教育局	妻沼高校	<p>平成20年10月に体育館1階トイレ改修工事(659,662円)を実施した。予定価格が50万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ作成していなかった。</p>